

内部監査の実施状況について
(令和7年3月31日現在)

【山梨労働局(総務課)】

監査対象官署名	監査実施日	主な監察項目	監査結果の概要	講ずる(じられた)措置
3監督署及び7安定所 (全出先機関)	令和6年11月1日から令和 6年11月25日まで	・会計経理事務に関する 事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・前年度と比べ指摘件数は増加傾向にあり、休暇承認簿、職員出勤簿、超過勤務命令簿等において一部表示漏れ、記載誤り等、基本的な事務処理の錯誤が多く見受けられた。 ・年次休暇、超過勤務等の集計誤りにより給与等の回収が必要となる案件があった。	・所属長に対して即時是正指示を行い、基本的な事務処理の徹底と有効な再発防止策を講ずるように指示した。 ・他所属の指摘状況の共有、庶務担当者研修等を通じ、適正事務に対する意識啓発と制度等の不知による不適正処理が生じさせない措置を講じた。
局内 1 1 課室 (全課室)	令和6年11月29日から令和 6年12月26日まで	・会計経理事務に関する 事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・前年度と比べ指摘件数は横ばいで推移しているが、休暇承認簿、職員出勤簿、超過勤務命令簿等において一部表示漏れ、記載誤り等、基本的な事務処理の錯誤が多く見受けられた。	・所属長に対して即時是正指示を行い、基本的な事務処理の徹底と有効な再発防止策を講ずるように指示した。 ・他所属の指摘状況の共有、庶務担当者研修等を通じ、適正事務に対する意識啓発と制度等の不知による不適正処理が生じさせない措置を講じた。